

政令第百八十号

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条第一項、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十四条、スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）第七条ただし書、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第三十条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「次条第三項」を「次条第四項」に改める。

第三十三条第四項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「は第二項」を「は第三項」に改め、同項を

同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正)

第二条 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。

(スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令の一部改正)

第三条 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令(平成二年政令第三百七十一号)の一部を

次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策を実施するため運転中の自動車（災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第一項の確認を受けたものに限る。）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第五号に規定する緊急事態応急対策を実施するため運転中の自動車（原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第一項の確認（原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第二項の規定に基づくものを含む。）を受けただものに限る。）又は大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号に規定する地震防災応急対策を実施するため運転中の自動車（大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の確認を受けたものに限る。）

第二条第七号中「じん臓」を「腎臓」に改める。

(原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正)

第四条 原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第二十条の三第一号の項中「原子力緊急事態宣言をいう」の下に「。第三十二条第二項において同じ」を加え、「同条第四項」を「同法第十五条第四項」に改め、同表第三十一条第一項の項の次に次のように加える。

第三十二条第二項	前項	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される前項	
法第五十条第二項	原子力災害対策特別措置法第二十六条第二項	災害応急対策	緊急事態応急対策
災害が発生し、又は正に発生しようとして	原子力緊急事態宣言の前	災害が発生し、又は正に発生しようとして	原子力緊急事態宣言の前
している時より前		災害が発生し、又は正に発生しようとして	

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正)

第五号)の一部分を次のように改正する。

第三十九条中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

附 則

この政令は、令和五年九月一日から施行する。

理由

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害応急対策を実施しなければならない者の車両については、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うことができるようにする等の必要があるからである。